

議案第 2 号

県立特別支援学校編成整備実施計画（平成 24 年度～平成
33 年度）について

県立特別支援学校編成整備実施計画（平成 24 年度～平成 33 年度）
を別紙のとおり定める。

平成 24 年 3 月 28 日

沖縄県教育委員会

1 件名

県立特別支援学校編成整備実施計画（平成 24 年度～平成 33 年度）

2 策定の必要性

(1) 現行の編成整備計画は、複数障害種の特別支援学校の設置、離島における早期教育の充実、高等学校への分教室の設置等を図ってきた。

次期計画では、学校規模の適正化、高等部の充実、交流及び共同学習の積極的な推進等に対応できる教育環境の充実を図るため、平成 24 年度からの整備に向けて新たな計画を策定する必要がある。

(2) 「編成整備の基本方向」を策定した後に「編成整備実施計画」を策定し、あわせて「編成整備計画」とする。

3 策定の経緯

(1) 調査、ヒアリング、保護者等との意見交換等を踏まえ、編成整備実施計画【素案】を作成（9 月～11 月）

(2) 外部有識者を交えた「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」を 4 回開催し、【素案】に対し 112 件の意見を聴取（11 月～12 月）

(3) 懇話会の意見を踏まえ 5 項目を修正して【案】とし、県民意見の募集及び関係団体・意見の照会。【案】に対し、135 件の意見を受け付け（1 月～2 月）

(4) 県民意見及び関係団体意見を踏まえて【案】の 4 項目を修正

4 内容の概要（第 4 章 目標達成に向けた実施計画）

第 3 章で設定した目標の達成に必要な具体的手段と行程を、実施計画として策定する。

施策 1：小中学校への分校・分教室の設置

- ・特別支援学校の分校・分教室を市町村立小中学校へ設置する計画
- ・設置要綱を作成し市町村教委と協定を結び、平成 33 年度までに 180 人以上定員の分校・分教室を設置する

施策 2：高等部における軽度知的障害生徒の教育の場の整備

- ・特別支援学校高等部における軽度知的障害生徒の教育の場を拡充する計画
- ・那覇特別支援学校に軽度知的障害高等部部門を設置する
- ・北部、宮古、八重山、那覇南部地区の高等学校に分校・分教室を設置する

施策 3：より身近な地域で就学できる特別支援学校の整備

- ・視覚障害及び聴覚障害においてより身近な地域で就学できる体制を整備する計画
- ・北部地区に視覚障害・聴覚障害、中部地区に視覚障害、南部地区に聴覚障害に対応できる体制の整備

施策4：看護師の拠点校への集約と学校運営体制の見直し

- ・沖縄本島内における看護師の集約と、学校規模に応じた運営体制の見直す計画
- ・本島内の肢体不自由・病弱の特別支援学校における看護師配置校を4校とする
- ・森川特別支援学校を休校とし、病弱教育の機能を鏡が丘特別支援学校に移行する

施策5：泡瀬特別支援学校の分校設置

- ・平成27年度までに泡瀬特別支援学校の分校を設置する計画

施策6：スクールバスの運営方法の見直し

- ・特別支援学校のスクールバスの運営方法を見直す計画

施策7：個別施設整備計画の作成

- ・特別支援学校の個別施設整備計画を作成する

その他：「編成整備の基本方向」の一部見直し

- ・森川特別支援学校の個別施設整備計画の削除
- ・島尻特別支援学校の在学者目標の修正
- ・計画の進行管理方法の追加

5 関係課との調整状況

教育庁各課と調整済み

6 今後の予定（平成24年度実施事項）

- (1)小中学校への分校・分教室設置要綱の作成及び設置市町村の募集（施策1）
- (2)森川特別支援学校の休校に向けた準備（施策4）
- (3)泡瀬特別支援学校の分校設置に向けた準備（施策5）